

留萌市権利擁護支援センターの 主な事業を紹介します

今後、市民後見人の需要は、さらに増えることが予想されるため、留萌市権利擁護支援センターの果たす役割は、より大きなものとなります。

1 権利擁護に関する不安や困りごとの相談

不安や困りごとについて相談に応じ、相談者のさまざまな権利が守られるように支援を行います。

●例えば、こんなことで困ったときに…

- ・物忘れがあり、自分でお金の管理ができない。
- ・訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- ・自分に何かあったときに、障がいがある子どもの生活が心配。
- ・成年後見制度について詳しく知りたい、など



2 市民後見人の活動支援や養成など

市民後見人養成研修を修了し、後見事務を行う市民後見人の業務の調整や監督を行います。また、市民後見人の研修や養成を行います。

市は、平成25年度に北海道と共催により市民後見人養成研修を実施しました。この養成研修で23人の市民が修了し、留萌市権利擁護支援センターには、現在12人が市民後見人として登録しています。



3 日常生活自立支援事業

在宅で生活をしていて、一定の要件を満たす方を対象に、生活支援員が訪問して日常生活での心配ごとや困りごとの相談を受けながら、適切な福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。

●例えば、こんなことで困ったときに…

- ・どのような福祉サービスが利用できるのかわからない。また、手続きの方法がよくわからない。
- ・お金の管理に不安があり、年金がきちんと振り込まれているかどうかなどがわからない。
- ・大事な書類（通帳や権利証）を無くしてしまいうそう、など

●利用には料金がかかります

- 1回（1時間程度）の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費を実費でいただきます。
- ※生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。
- 金融機関の貸金庫を利用し、大切な書類などを預かる場合には、貸金庫利用料の実費をいただきます。

特集

1

■お問い合わせは 社会福祉課 ☎42-1807、地域包括支援センター ☎49-6060 まで



留萌市権利擁護 支援センターを 開設しました！

安心して暮らし続けるために

市は、留萌市権利擁護支援センターを、保健福祉センターはーとふるに事務局を置く留萌市社会福祉協議会に業務を委託し、平成26年4月に開設しました。

留萌市権利擁護支援センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分になり、契約や財産管理などが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、お手伝いをする相談、支援窓口です。

判断能力が不十分な方が、成年後見制度などを的確に利用できるよ

困りごとは
ありませんか？
お気軽に
ご相談ください。



う、後見活動に幅広い知識を習得した市民後見人が、本人の意思を尊重し、きめ細やかに支えていきます。

●成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に代わり、成年後見人などが不動産や預貯金などの財産管理や施設入所の契約などの支援を行う制度です。

●市民後見人とは

判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう身近な立場で、その方の生活の支援を行う専門職および親族以外の市民による成年後見人などのことです。

留萌市権利擁護支援センター

留萌市社会福祉協議会内 ☎42-5530



- 場 所 五十嵐町1丁目1-10 保健福祉センターはーとふる2階
- 開設時間 月～金曜日 8:50～17:20
※祝日、年末年始（12月31日～1月5日）除く

お気軽にご相談ください